

HACCP 普及推進連絡協議会設置要綱

1. 背景

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：ハサップ）による食品の衛生管理は、1993年にコーデックス委員会においてガイドラインが策定されて以降、世界的に普及が進展しており、近年では国際標準となりつつある。一方、我が国においては、総合衛生管理製造過程承認制度の導入等により、一部の業種や大規模事業者等においては HACCP の普及が進んでいるが、中小事業者等を含めた大部分の食品等事業者においては普及が伸び悩んでいる。

こうした状況を踏まえ、我が国の食品安全の更なる向上等を目的に、国内の食品等事業者における HACCP の導入を推進するため、平成 25 年 9 月、「食品製造における HACCP による工程管理の普及のための検討会」が立ち上げられた。当該検討会において具体的な HACCP 普及推進方策について検討が重ねられ、平成 27 年 3 月、「我が国における HACCP の更なる普及方策について」として提言が取りまとめられた。

2. 連絡協議会の目的

今後、HACCP に関する共通の理解を醸成しつつ、関係者の連携のもと、上記検討会の提言等に基づく HACCP の普及推進方策を効果的に実施するため、関係者間の情報及び意見交換を行う場として、「HACCP 普及推進連絡協議会(中央連絡協議会)」(以下「中央連絡協議会」という。) を設置するものとする。

また、中央連絡協議会との連携を取りつつ、それぞれの地域のニーズや実情に応じた普及推進を図るため、7 つの地域ブロック（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国・四国、九州）ごとに「HACCP 普及推進連絡協議会（地方連絡協議会）」(以下「地方連絡協議会」という。) を設置するものとする。

3. 活動内容

- (1) HACCP 普及に係る関係者（国、地方自治体、事業者等）による取組に関する情報及び意見交換
- (2) 関係者による HACCP 普及推進のための取組における課題と対策の検証
- (3) その他 HACCP の普及推進に関すること

4. 連絡協議会の運営

(1) 中央連絡協議会

- ① 中央連絡協議会の構成は別紙のとおりとする。また、農林水産省の職員にオブザーバーとして出席を求めることができる。
- ② 中央連絡協議会は必要に応じ、議題に関する専門的な知見を有する者等、出席をその都度求めることができる。
- ③ 中央連絡協議会に係る庶務は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

HACCP企画推進室において行う。

④その他必要な事項は、中央連絡協議会において定める。

(2) 地方連絡協議会

①地方連絡協議会に係る庶務は、厚生労働省食品安全部監視安全課HACCP企画推進室及び各地域ブロックの地方自治体の協力を得て、各地方厚生局健康福祉部食品衛生課において行う。

②その他必要な事項は、各地方連絡協議会において定める。

5. 連絡協議会の公開

連絡協議会は原則公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、非公開とすることができる。

6. 附則

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

HACCP 普及推進中央連絡協議会 構成員

地方自治体（全国食品衛生主管課長連絡協議会）
北海道ブロック代表
東北ブロック代表
関東ブロック代表
東海ブロック代表
近畿ブロック代表
中国ブロック代表
四国ブロック代表
九州ブロック代表
全国食品衛生主管課長連絡協議会会長
公益社団法人 日本食品衛生協会
一般財団法人 食品産業センター
HACCP 支援法指定認定機関
一般社団法人 全国消費者団体連絡会
食品製造における HACCP による工程管理の普及のための検討会座長
厚生労働省食品安全部監視安全課 HACCP 企画推進室（事務局）
地方厚生局
北海道厚生局
東北厚生局
関東信越厚生局
東海北陸厚生局
近畿厚生局
中国四国厚生局
九州厚生局